

2023年3月30日

社会医学系専門医制度

研修プログラム管理委員会委員長 殿

研修プログラム統括責任者 殿

社会医学系専門医協会
研修プログラム認定委員会
委員長 大久保靖司

研修プログラムにおける副分野研修の特例措置期間の延長について

平素より、社会医学系専門医の育成にご尽力いただき、まことにありがとうございます。

専門研修プログラムにおいて、主分野及び副分野の実践経験が必須となっておりますが、COVID-19 流行に伴い、研修連携施設、協力施設での副分野の研修受け入れが難しい状況が続いております。そのため、副分野の研修について、特例措置を講じているところであり、2023年3月31日までの措置としておりました。この措置は COVID-19 の流行状況によって延長等を検討することはお伝えしておりました。

この特例措置の期間延長を研修プログラム認定委員会にて検討いたしました。その結果、特例措置によって副分野研修に有効な運用されている事例等が示されました。そのため副分野の研修の適用範囲の特例措置の措置期間を2024年3月31日まで延長することとなりました。また、特例措置のうち有効な副分野研修の運営方法については恒久的な措置とすることで検討を2023年度に行う事となりました。

ご連絡が遅くなり、まことに恐れ入りますが、2023年度の研修プログラムの運用において、ご配慮いただきたく、お願い申し上げます。

【本件連絡先】

E-mail : jbpshsm@asas.mail.jp

社会医学系専門医協会事務局

〒112-5981 東京都文京区大塚 5-3-13

ユニゾ小石川アーバンビル 4 F

TEL 03-5981-6011

FAX 03-5981-6012

専門研修における副分野の研修に関する措置について（参考）

【はじめに】

COVID-19 流行に伴い、研修連携施設、研修協力施設等での専攻医の研修受け入れが困難な状況にあることから、専門研修修了に必要な研修を柔軟に行うことを目的として、下記の通り副分野の研修の範囲を拡大することとする。

専門研修として必要な知識、経験を積むことを条件に、副分野の研修は柔軟に運用することとする。

【副分野の研修】

専門研修における副分野の実践経験は、30 時間程度の研修が必要とされ、原則として、各分野の現場における実務及び実践経験が必要である。

【措置内容】

・以下の研修を副分野の研修として取り扱えることとする。

① 講義、研修会の受講

例 1) 大学、学会等における研修会（内容により副分野を決定する）

例 2) 日本医師会の産業医研修会（産業・環境分野）

例 3) 医師会等で行っている医療安全等の研修（内容により副分野を決定する）

例 4) その他の研修会や講習（内容により副分野を決定する）

② 専攻医等でグループディスカッションにより経験した活動等の共有

例 1) 異なる主分野の専攻医による活動紹介とグループディスカッション等

例 2) 副分野研修を行えた専攻医による事例検討や研修内容の紹介とグループディスカッション等

③ 行政の COVID-19 対応の応援（検体採取、クラスター調査等）

例 1) 検体採取の応援やクラスター調査（行政・地域分野）

例 2) 施設の安全管理等（内容により、医療、産業・環境）

④ その他の COVID-19 対応

例 1) 予防接種の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

例 2) ワクチン等の管理（内容により副分野を決定する）

例 3) 感染予防等の活動や教育の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

- ・①から④では、グループディスカッションまたは指導医とのディスカッションを行い、その記録を残すことを必須とする。
- ・①から④による副分野の研修の代替は 30 時間の研修のうち、12 時間(全体の 4 割)程度までとする。
- ・①から④の研修をいずれの副分野の研修とするかについては、その内容を勘案して、担当指導医が決定する。

以上